

道路法第37条第1項に基づく占用を制限する道路の区域及び制限開始日

管轄事務所	道路の種類	路線名	占用を制限する区域	制限開始の期日	備考
奈良国道事務所	一般国道	24号	自) 奈良市歌姫町地先 至) 五條市上野町地先	平成28年4月1日	
奈良国道事務所	一般国道	25号	自) 天理市川原城町地先 至) 奈良県北葛城郡王寺町大字藤井地先	平成28年4月1日	
奈良国道事務所	一般国道	163号	自) 生駒市北田原町地先 至) 生駒市鹿畑町地先	平成28年4月1日	
奈良国道事務所	一般国道	165号	自) 香芝市田尻地先 至) 橿原市曾我町地先	平成28年4月1日	

注) バイパス等の複線区間を含みます。複線区間については別途掲載の路線図をご覧ください。
路線が重複する道路は上位路線で指定しています。
占用を制限する区域の範囲は管轄事務所で確認することができます。